

令和 7 年度

京都市はぐくみ未来応援事業

「地域の子育て支援型～きょうはぐふぁんど」

募 集 要 項

募集期間

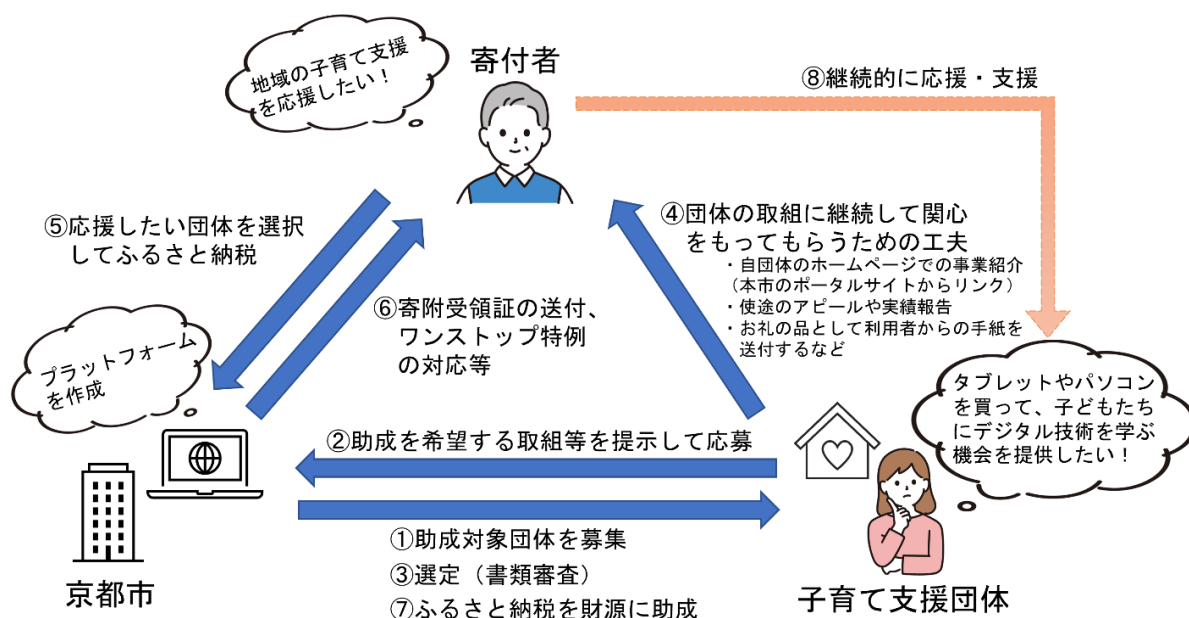
令和 7 年 4 月 2 5 日（金）～5 月 2 0 日（火）



1 事業の概要

本事業は、「2 対象事業」に記載する対象事業を実施する団体（以下「対象団体」と言います。）がふるさと納税の枠組みを活用し、寄付金を集め、その寄付金を原資として本市が対象団体に助成することで、地域の子育て支援活動の充実を図ることを目的としています。

この度、以下のとおり対象団体を募集します。



2 対象事業

- (1) 京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づく補助金の交付を受けて実施される放課後児童健全育成事業
- (2) 京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の補助要件を満たす事業
- (3) 京都市域における子育て世帯への食品配送事業

(4) 京都はぐくみ憲章実践推進者表彰において大賞受賞歴がある事業

(ただし大賞受賞歴がある事業で充実・拡大や規模縮小等の変化がある場合は、受賞事業の変遷が確認できる場合に限り、対象とします。)

(5) 京都市内で開催する京都市内全域の子どもの主な対象としたイベント事業のうち、次の各項のすべての要件を満たす事業

ア 京都はぐくみ憲章の理念に合致していること

イ 誰でも自由に参加でき、参加費は無料であること（酒類提供不可）

ウ 1,000 人以上の来場者を見込めること

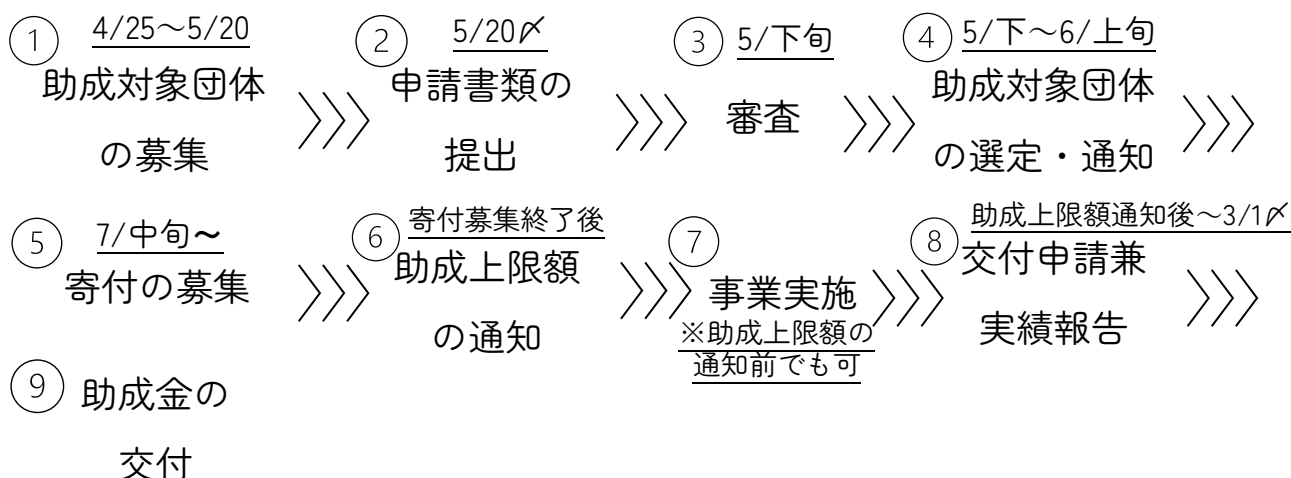
エ 京都市内の児童福祉施設等と連携し、子どもが企画段階から事業に参画していること

※ いずれの事業も実施する団体の本部、支部、事業所等のいずれかが京都市内にあるものに限ります。

※ 宗教の教義を広め、若しくは広めないこと等を主たる目的とする活動は対象事業としません。

※ 京都はぐくみ憲章の詳細はこちら→ <http://hagukumi2525.kyoto.jp/>

3 事業の流れ



4 助成対象経費・助成額

令和7年4月1日～令和8年2月末日又は令和8年4月1日～令和9年2月末日までに実施した子育て支援事業に要する経費を対象に寄付額の8割9分の額の範囲内で取組に要した額を助成します。

ただし、助成を希望する取組に要した費用が助成上限額より少ない場合は、助成を希望する取組に要した費用が助成額となります。

また、次の経費については、公的な資金の用途として不適切であるため対象外とします。

- (1) 寄付を募集した目的に合致しない経費
- (2) 経理書類が用意できない経費
- (3) 主として法人内部のための経費（法定福利費、公租公課費、弁護士費用、会費等）

- (4) 金券など金銭と類似の性質をもつものの購入経費
- (5) 手数料
- (6) 別の補助金等の交付根拠となっている経費
- (7) その他公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5 応募要件・応募方法

<応募要件>

- ・ 地域の子育てを支援する取組について、1年以上の実績があること
- ・ 助成を希望する取組が、京都市の児童又は青少年の健全な育成を目的とする自発的な取組であって、特定又は少数の者のみの利益に寄与するものでないこと。
- ・ 過去3年間に京都市から行政処分を受けていないこと。
- ・ 京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱い要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、同要綱に掲げる指名停止要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ・ 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと
- ・ 助成が子育て支援の推進のため必要であり、これにより私的な利益

を得るものでないこと。

- ・ 自ら積極的に寄付の募集や寄付者への報告等を行うことができること。

<応募方法>

「11 お問合せ先」に事前に御連絡いただき、電子メールにて必要書類を添付の上、御応募ください。電子メールでの応募が困難な場合は、「11 お問合せ先」に必要書類を郵送してください。

電子メールアドレス

kyohagu@city.kyoto.lg.jp

必要書類

- ① 京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」助成対象団体応募申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 過去3年以内の団体の活動実績が分かるもの（任意様式）
- ④ 「京都市内で開催する市内全域の子どもを主な対象としたイベント」の場合、要件を全て満たすことが確認できる企画書等
- ⑤ 団体の定款又は規約
- ⑥ 暴力団排除措置に係る誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則の第1号様式）

6 審査・通知

本市が定める審査基準に基づき、審査のうえ、本事業による支援の対象とするか否かを決定し、申請いただいた団体に審査結果を通知します。

7 寄付の募集

審査の結果、選定された団体は、本市が契約するクラウドファンディング受付サイト運営事業者と連携し、寄付募集ページの作成や広報等を通じた寄付の募集活動を行っていただきます（選定された団体の情報は、本市が必要と判断する範囲内で、当該事業者を提供させていただきます。）。

選定された団体には、自ら積極的に寄付の募集や寄付者への報告等を行っていただきます。

なお、寄付の募集期間は以下のとおり予定しています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 令和8年度に事業を実施する場合
令和7年7月中旬～令和8年3月31日2 令和7年度に事業を実施する場合
令和7年7月中旬～12月26日 <p>※ ただし、寄付募集の終期については、助成対象団体との協議の上、変更する場合があります。</p> |
|--|

8 実績報告等

事業実施後、以下の書類に必要事項を記載いただき、事業を実施する年度の3月1日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに御提出いただきます。

提出書類
① 助成金交付申請兼実績報告書（第 1 号様式） ② 事業決算書（第 2 号様式） ③ 助成金活用明細書（第 3 号様式） ④ 助成対象経費が確認できる資料（領収書、振込依頼書等の写し）

9 選定の取消し

選定された子育て支援団体が、以下のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により、選定を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 選定の条件に違反したとき。
- (3) その他、本市が定める要綱の規定に違反したとき。

10 その他

以下のいずれかに該当する場合は、寄付金を本市の基金に積み立てます。

- (1) 本制度に関し不正があった場合
- (2) 子育て支援団体が実施する事業等において行政処分を受けた場合
- (3) 助成を希望する取組を実施しないことになった場合
- (4) 助成の上限額が、申請書に記載する最低基準額に満たない場合
- (5) 当該子育て支援団体からの受取辞退の申し出があった場合
- (6) その他、当該子育て支援団体へ助成されなかった額

11 お問合せ先

対象事業	お問合せ先
京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づく補助金の交付を受けて実施される放課後児童健全育成事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 健全育成担当 TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階
京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の補助要件を満たす事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL：075-746-7625 FAX：075-251-1133 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階
子育て世帯への食品配送事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 はぐくみ文化創造発信担当 TEL：075-251-0457 FAX：075-251-1616 〒604-0845 中京区烏丸通御池上ル二条殿町 552 明治安田生命京都ビル4階
京都市内で開催する京都市内全域の子どもを主な対象としたイベント事業（1,000名以上の来場者を見込むイベントで市内の児童福祉施設等と連携し、子どもが企画段階から事業に参画する事業）	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 健全育成担当 TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階

※ その他、本制度の趣旨等に関すること
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町 552 明治安田生命京都ビル 4 階

T E L : 0 7 5 - 2 5 1 - 8 9 9 3

F A X : 0 7 5 - 2 5 1 - 1 6 1 6